

## 秋田市所在県有地除草等業務委託（案）

秋田県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
とは、業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

### （業務委託）

第1条 甲は、秋田市所在県有地除草等業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

### （契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年 月 日から令和7年9月30日までとする。

### （委託料）

第3条 甲は、委託業務に係る委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税 円）を乙に支払うものとする。

2 前項の消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに秋田県県税条例第62条の3及び第62条の4の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

3 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を甲に提出するものとする。

4 甲は、乙から前項の報告書を受領したときは、速やかに検査確認しなければならない。

5 乙は前項の検査に合格したときは、甲の定める手続きに従って委託料を甲に請求できるものとする。

6 甲は、前項による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

### （契約保証金）

第4条 秋田県財務規則の規定による。

### （契約の履行）

第5条 乙は、別紙の仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を順守のうえ、この契約を履行しなければならない。

### （調査等）

第6条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができる。

### （秘密の保持）

第7条 乙は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、委託料の100分の10の金額を違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第11条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第13条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木 健太

乙